

日医発第 99 号（保 33）
令和 2 年 4 月 27 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 2 年 4 月 21 日付け厚生労働省告示第 186 号をもって、薬価基準の一部が改正され、同年 4 月 22 日から適用されました。今回の改正は、医薬品医療機器法の規定に基づき承認を得た新医薬品（9 成分 14 品目）が薬価基準の別表に第 5 部追補(1)として収載されたことによるものです。また、関連する告示及び通知の改正につきましても下記のように示されております。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 6 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

令和 2 年 4 月 8 日に開催された中医協で新医薬品（内用薬 6 成分 11 品目、注射薬 2 成分 2 品目及び外用薬 1 成分 1 品目）を薬価基準に収載することが了承され、今般、薬価基準の別表に第 5 部追補(1)として収載された。

また、関連する留意事項として以下の内容が示された。

(1) フィコンパ細粒 1%

本製剤は、既に薬価収載後 1 年以上を経過している「フィコンパ錠 2mg、同錠 4mg」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、錠剤である既収載品において小児における効能・効果及び用法・用量が追加されたことに伴い、小児等が服用しやすい細粒剤として承認された剤形追加医薬品であることから、掲示事項等告示第 10 第 2 号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14 日間を限度とする。）は適用されないものであること。

(2) リンヴォック錠 7.5mg 及び同錠 15mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において「過去の治療において、メトトレキサートをはじめとする少なくとも 1 剤の抗リウマチ薬等による適切な

治療を行っても、疾患に起因する明らかな症状が残る場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(3) チラーヂン S 静注液 200 μ g

本製剤を甲状腺機能低下症の患者に投与する際は、レボチロキシナトリウム経口製剤による治療が適さない場合に限ること。

また、甲状腺機能低下症の患者に対する本製剤の投与開始に当たっては、レボチロキシナトリウム経口製剤による治療が適しないと判断した理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(4) コレクチム軟膏 0.5%

本製剤の用法及び用量に関連する注意において「治療開始 4 週間以内に皮疹の改善が認められない場合は、使用を中止すること。」及び「症状が改善した場合には継続投与の必要性について検討し、漫然と長期にわたって使用しないこと。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(添付資料)

1. 官報（令 2.4.21 号外第 84 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令 2.4.21 保医発 0421 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長通知）

(参考資料)

新医薬品一覧表（令和 2 年 4 月 8 日 中医協総会資料（総-3-1 抜粋））

○厚生労働省告示第百八十六号
 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）
 日から適用する。

令和二年四月二十一日

の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和二年四月二十二

厚生労働大臣 加藤 勝信
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表 第1部～第4部（略）	別表 第1部～第4部（略）

		第5部 追加補			(1)		(新設)		
品名	内用	規格	単位	薬価	品名	外用	規格	単位	薬価
(エ)									
子エビゴ錠2.5mg			2.5mg 1錠	57.30					
子エビゴ錠5mg			5mg 1錠	90.80					
子エビゴ錠10mg			10mg 1錠	136.20					
(カ)									
ニユベクオ錠300mg			300mg 1錠	2,311.00					
(ク)									
ノクサノール錠100mg			100mg 1錠	3,109.10					
(コ)									
フイコソバ細粒1%			1% 1g	1,068.90					
(ク)									
ユリズ錠0.5mg			0.5mg 1錠	30.00					
ユリズ錠1mg			1mg 1錠	54.80					
ユリズ錠2mg			2mg 1錠	100.20					
(リ)									
リンゾオツク錠7.5mg			7.5mg 1錠	2,550.90					
リンゾオツク錠15mg			15mg 1錠	4,972.80					
注射薬									
(シ)									
チラーヂンS静注液200μg			200μg 1mL 1管	20,211					
(フ)									
ノクサノール点滴静注300mg			300mg 16.7mL 1瓶	28,508					
品名 外用 規格 単位 薬価									
(ニ)									
コレクチン軟膏0.5%			0.5% 1g	139.70					

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和2年厚生労働省告示第186号をもって改正され、令和2年4月22日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬11品目、注射薬2品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）（1）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 5 2 8	3, 4 4 6	2, 0 5 3	2 8	1 4, 0 5 5

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) フィコンパ細粒 1%

本製剤は、既に薬価収載後1年以上を経過している「フィコンパ錠 2mg、同錠 4mg」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、錠剤である既収載品において小児における効能・効果及び用法・用量が追加されたことに伴い、小児等が服用しやすい細粒剤として承認された剤形追加医薬品であることから、掲示事項等告示第10 第2号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14 日間を限度とする。）は適用されないものであること。

(2) リンヴォック錠 7.5mg 及び同錠 15mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において「過去の治療において、メトトレキサートをはじめとする少なくとも1剤の抗リウマチ薬等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな症状が残る場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(3) チラーヂン S 静注液 200µg

本製剤を甲状腺機能低下症の患者に投与する際は、レボチロキシナトリウム経口製剤による治療が適さない場合に限ること。

また、甲状腺機能低下症の患者に対する本製剤の投与開始に当たっては、レボチロキシナトリウム経口製剤による治療が適しないと判断した理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(4) コレクチム軟膏 0.5%

本製剤の用法及び用量に関連する注意において「治療開始 4 週間以内に皮疹の改善が認められない場合は、使用を中止すること。」及び「症状が改善した場合には継続投与の必要性について検討し、漫然と長期にわたって使用しないこと。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(参考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 デエビゴ錠2.5mg	レンボレキサント	2.5mg 1錠	57.30
2	内用薬 デエビゴ錠5mg	レンボレキサント	5mg 1錠	90.80
3	内用薬 デエビゴ錠10mg	レンボレキサント	10mg 1錠	136.20
4	内用薬 ニューベクオ錠300mg	ダロルタミド	300mg 1錠	2,311.00
5	内用薬 ノクサフィル錠100mg	ポサコナゾール	100mg 1錠	3,109.10
6	内用薬 フィコンパ細粒1%	ペランパネル水和物	1% 1g	1,068.90
7	内用薬 ユリス錠0.5mg	ドチヌラド	0.5mg 1錠	30.00
8	内用薬 ユリス錠1mg	ドチヌラド	1mg 1錠	54.80
9	内用薬 ユリス錠2mg	ドチヌラド	2mg 1錠	100.20
10	内用薬 リンヴォック錠7.5mg	ウパダシチニブ水和物	7.5mg 1錠	2,550.90
11	内用薬 リンヴォック錠15mg	ウパダシチニブ水和物	15mg 1錠	4,972.80
12	注射薬 チラーヂンS 静注液200 μ g	レボチロキシナトリウム水和物	200 μ g 1mL 1管	20,211
13	注射薬 ノクサフィル点滴静注300mg	ポサコナゾール	300mg16.7mL 1瓶	28,508
14	外用薬 コレクチム軟膏0.5%	デルゴシチニブ	0.5% 1g	139.70

新医薬品一覧表(令和2年4月22日収載予定)

中医協 総-3-1
2. 4. 8

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類	ページ
1	フィコンバ細粒1%	1%1g	エーザイ	ペランパネル水和物	新効能、新用量、剤形追加医薬品	1,068.90円	類似薬効比較方式(I)	小児加算A=5% 新薬創出等加算	内113 抗てんかん剤(てんかん患者の部分発作(二次性全般化発作を含む)、他の抗てんかん薬で十分な効果が認められないてんかん患者の強直間代発作に対する抗てんかん薬との併用療法用薬)	2
2	デエビゴ錠2.5mg デエビゴ錠5mg デエビゴ錠10mg	2.5mg1錠 5mg1錠 10mg1錠	エーザイ	レンボレキサント	新有効成分含有医薬品	57.30円 90.80円 136.20円	類似薬効比較方式(I)		内119 その他の中枢神経系用薬(不眠症用薬)	4
3	ユリス錠0.5mg ユリス錠1mg ユリス錠2mg	0.5mg1錠 1mg1錠 2mg1錠	富士薬品	ドチヌラド	新有効成分含有医薬品	30.00円 54.80円 100.20円	類似薬効比較方式(I)		内394 痛風治療剤(痛風、高尿酸血症用薬)	6
4	リンヴオック錠7.5mg リンヴオック錠15mg	7.5mg1錠 15mg1錠	アッヴィ	ウパダシチニブ水和物	新有効成分含有医薬品	2,550.90円 4,972.80円	類似薬効比較方式(II)		内399 他に分類されない代謝性医薬品(既存治療で効果不十分な関節リウマチ(関節の構造的損傷の防止を含む)用薬)	8
5	ニューベクオ錠300mg	300mg1錠	バイエル薬品	ダロルタミド	新有効成分含有医薬品	2,311.00円	類似薬効比較方式(I)		内429 その他の腫瘍用薬(遠隔転移を有しない去勢抵抗性前立腺癌用薬)	10
6	ノクサフィル錠100mg	100mg1錠	MSD	ボサコナゾール	新有効成分含有医薬品	3,109.10円	原価計算方式	費用対効果評価対象(H1)	内617 主としてカビに作用するもの(造血幹細胞移植患者又は好中球減少が予測される血液悪性腫瘍患者における深在性真菌症の予防、フサリウム症・ムーコル症・コクシジオイデス症・クロモプラストミコーシス・菌腫の真菌症の治療用薬)	12
7	チラーゼンS静注液200µg	200µg1mL1管	あすか製薬	レボチロキシナトリウム水和物	新投与経路医薬品	20,211円	原価計算方式	有用性加算(II)A=5% 新薬創出等加算	注243 甲状腺、副甲状腺ホルモン剤(粘液水腫性昏睡、甲状腺機能低下症(ただし、レボチロキシナトリウム経口製剤による治療が適さない場合に限る)用薬)	14
8	ノクサフィル点滴静注300mg	300mg16.7mL1瓶	MSD	ボサコナゾール	新有効成分含有医薬品	28,508円	原価計算方式		注617 主としてカビに作用するもの(造血幹細胞移植患者又は好中球減少が予測される血液悪性腫瘍患者における深在性真菌症の予防、フサリウム症・ムーコル症・コクシジオイデス症・クロモプラストミコーシス・菌腫の真菌症の治療用薬)	16
9	コレクテム軟膏0.5%	0.5%1g	日本たばこ産業	デルゴシチニブ	新有効成分含有医薬品	139.70円	原価計算方式		外269 その他の外用用薬(アトピー性皮膚炎用薬)	18

	品目数	成分数
内用薬	11	6
注射薬	2	2
外用薬	1	1
計	14	9